

## 同志社大学国文学学会会則

第五条 本会の事務所を同志社大学文学部国文学研究室におく。  
第二章 事業

### 第一章 総 則

第一条 本会は同志社大学国文学会と称する。

第六条 本会の第一条の目的を達成するために左記の事業を行なう。

第三条 本会の会員は同志社大学国文学専攻に属する左記のものとする。

- 1 研究会の開催
- 2 講演会の開催
- 3 機関誌の発行

1 専任教員

- 1 研究上必要な調査見学
- 2 その他、目的達成に必要な事項

2 学部在学生  
3 大学院在学生（博士課程前期・後期）  
4 学部卒業生  
5 大学院修了生

第三章 組織および役員

- 1 専任教員  
2 学部在学生  
3 大学院在学生  
4 学部卒業生  
5 大学院修了生

第七条 会長は会を代表する。会長は専任教員の互選による。

第八条 評議員は総会に準ずる決議機関である。

ただし、特に入会を希望し、評議員会の認めたものは会員になることができる。

第九条 評議員の選出は左記による。

第四条 第三条4・5項目の会員で、卒業または修了後四年以上を経過した者、および第三条ただし書きによる会員は、退会することができます。また、これらの会員のうち、会費の滞納が二年分以上に及んだ者は、退会の意思を表明したものとみなす。

退会者が復会を希望する場合は、未納会費を納入するものとする。

ただし、4・5項については会長がこれを委嘱する。

第十一条 常任委員会は会務の企画、立案、執行に當る。

第十二条 常任委員の選出は左記による。

1 専任教員 四名

2 学部在学生 一部四名 二部一名

3 大学院在学生 一名

4 学部卒業生 一名

5 大学院修了生 一名

ただし、4・5項については会長がこれを委嘱する。

第十二条 会計監査は二名とし、評議員会がこれを委嘱する。

第十三条 役員の任期は一年とする。ただし再選をさまたげない。

第十四条 第三条の各項の会員はそれぞれの部会を設けることができる。

第十九条 本会の会費は年額一〇〇〇円とする。（昭和五十二年度改訂）

第二十条 本会の会計年度は四月一日より翌三月三十日までとする。

第六章 補 則

第二十一条 本会則の改正は総会において出席会員の三分の一以上  
の同意を必要とする。

第二十二条 本会則の発効は昭和五十年四月一日とする。

#### 第四章 総 会

第十五条 総会は本会の最高の決議機関である。

第十六条 総会の開催は左記による。

1 定期総会は年一回これを開かねばならない。

2 臨時総会は評議員会または常任委員会が必要と認めた時、これを開くことができる。

3 会員の五十名の要請があれば臨時総会を開かねばならない。

第十七条 総会は出席会員によつて成立する。

国文学会機関誌「同志社国文学」は、会員諸氏の研究発表の場でありますから、進んでご投稿ください。枚数は四百字詰三十枚以内。第四十九号の締切は一九九八年九月末日、第五十号の締切は十二月十日厳守。ただし、掲載論文には限度がありますので、論文の採択は編集委員会に一任してください。採否の問合せには応じられません。